小田原市歴史的風致維持向上計画（第２期）案の概要

歴史的風致とは

○歴史的風致は、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（以下「歴史まちづくり法」という。）において定義されており、①歴史上価値の高い建造物、②その周辺の市街地、③地域における固有の歴史・伝統を反映した人々の活動の３つが、一体となって形成してきた良好な市街地の環境を指します。

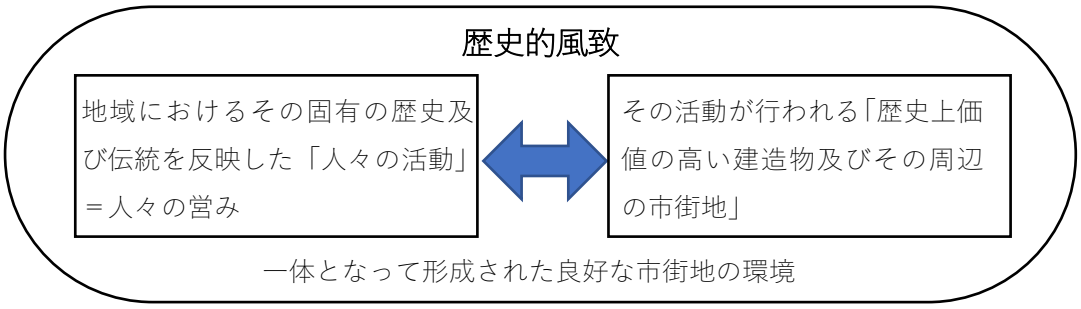

現計画の総括

○本市固有の歴史的風致を守り育て、次世代へ伝えていくことを目的として、平成 23 年（2011 年）に小田原市歴史的風致維持向上計画（現計画）を策定し、国からの認定を受け、歴史まちづくりを推進してきました。

○現計画における 10 年間の取組により、歴史的建造物の保存・活用をはじめ、歴史的・文化的な活動の支援、街なみ環境の整備などが進み、清閑亭や小田原文学館など主要な歴史的建造物の入館者数も計画策定時に比べて増加傾向にあります。

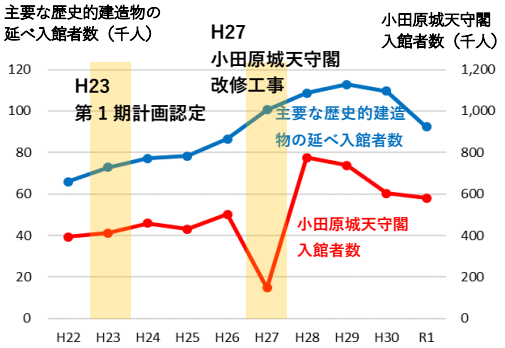

主要な歴史的建造物の入館者数

第２期計画の目的

○重点区域内にある別邸文化が色濃く残る板橋や南町をはじめ、現在も水産加工業のなりわいが息づく旧千度小路（せんどこうじ）周辺には、歴史的建造物が残されており、官民連携による歴史まちづくりの活性化や持続的な保存活用を促す仕組みづくりなど、本市の歴史的風致を維持向上させていく継続した取組が必要です。

○そこで、小田原市歴史的風致維持向上計画の第２期計画を策定し、更なる歴史まちづくりの推進に取り組みます。

第２期計画の構成

○歴史まちづくり法運用指針に基づき、次のような構成とします。

- **はじめに**
- **第１章　小田原市の歴史的風致形成の背景**
- **第２章　小田原市の維持及び向上すべき歴史的風致**
- **第３章　歴史的風致の維持及び向上に関する方針**
- **第４章　重点区域の位置及び区域**
- **第５章　文化財の保存又は活用に関する事項**
- **第６章　歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等に関する事項**
- **第７章　歴史的風致形成建造物の指定の方針**
- **第８章　歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項**

第２期計画の取組方針

第２期計画の取組方針

○第２期計画では、歴史的建造物を持続的に保存・活用するとともに、官民連携による面的な歴史まちづくりの展開を進めていきます。

第２期計画の取組内容

〈歴史的風致の追加、見直し〉

○現計画における、維持及び向上すべき歴史的風致に、「栢山と報徳仕法の継承にみる歴史的風致」を加えた７項目にするとともに、本市における歴史的風致の特色等がより明確に伝わる名称に見直します。

現計画	第２期計画案
1　小田原城下の旧三大明神例大祭にみる歴史的風致	1　小田原旧城下町と祭礼にみる歴史的風致
2　宿場町・小田原の水産加工業にみる歴史的風致	2　旧宿場町と旧千度小路周辺、早川の水産業にみる歴史的風致
3　板橋地区周辺にみる歴史的風致	3　板橋と南町の別邸文化に由来する営みにみる歴史的風致
4　城下の伝統工芸にみる歴史的風致	4　早川周辺の木工業にみる歴史的風致
5　梅の栽培にみる歴史的風致	5　曽我の梅栽培にみる歴史的風致
6　柑橘栽培にみる歴史的風致	6　箱根外輪山東麓の柑橘栽培にみる歴史的風致
	7　栢山と報徳仕法の継承にみる歴史的風致【新規】

〈重点区域の設定〉

○現計画の重点区域における歴史的風致の維持及び向上に係る施策について、一定の成果があったことから、引き続き国の支援を受けながら、重点的かつ一体的に取り組んでいくため、現計画における重点区域を基本に設定します。

第２期計画の位置づけと構成

計画の位置づけ

○第２期計画は、総合計画「おだわら TRY プラン」に即し、本市独自の歴史まちづくりを推進するための計画を含む既存計画とも連携、整合を図りながら、策定します。

○第２期計画においても現計画と同様に、歴史まちづくり法に基づき、文部科学省・農林水産省・国土交通省の主務大臣から認定を受ける予定です。

○認定された計画に基づき、国の支援措置を有効活用しながら、令和３年度（2021 年度）から 10 年間にわたり歴史まちづくりに係る事業を推進していきます。

おだわら TRY プラン

↓ 即す

小田原市歴史的風致維持向上計画（第２期）

↕ 整合　連携

〈都市計画に関する計画〉
- 小田原市景観計画
- 小田原市都市計画マスタープラン
- 小田原市立地適正化計画　など

〈文化振興・文化財に関する計画〉
- 小田原市文化振興ビジョン
- 史跡小田原城跡保存活用計画

〈その他の関連計画〉
- 小田原市地域経済振興戦略ビジョン
- 小田原市観光戦略ビジョン　など

〈歴史的建造物利活用に関する計画〉
- 歴史的建造物利活用ｴﾘｱｺｰﾃﾞｨﾈｰﾄﾌﾟﾗﾝ
- 小田原市歴史的建造物利活用計画

小田原市の維持向上すべき歴史的風致

小田原市の歴史的風致の概要と分布状況

○第２期計画において、本市が維持及び向上すべき歴史的風致に、「栢山と報徳仕法の継承にみる歴史的風致」を加えた７項目にするとともに、本市における歴史的風致の特色等がより明確に伝わる名称に見直します。

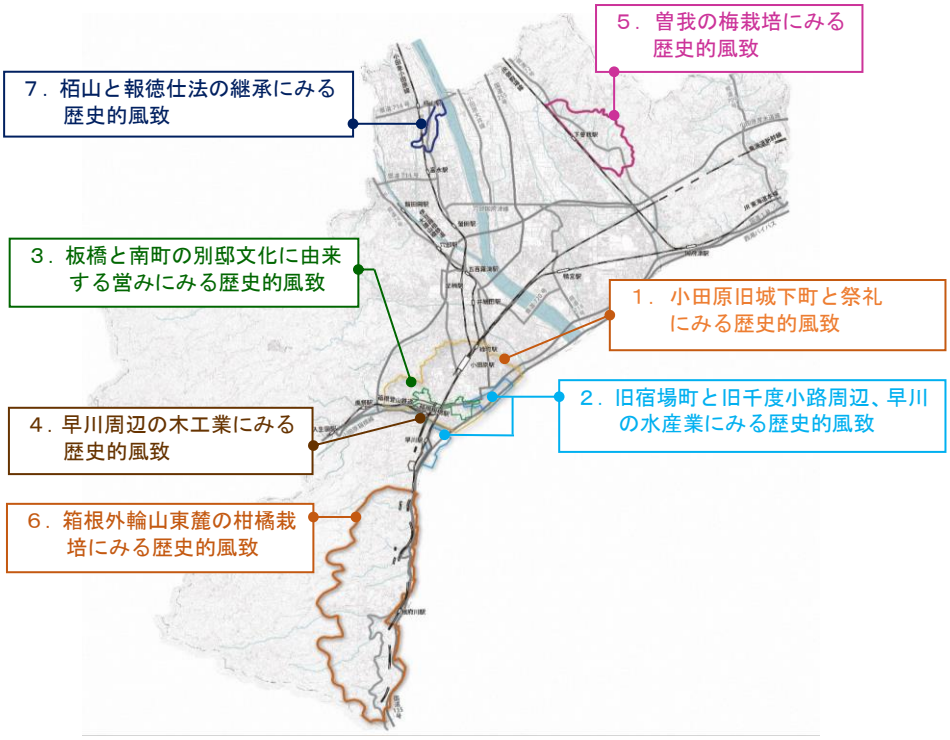

１　小田原旧城下町と祭礼にみる歴史的風致

○北条氏の時代を経て発展した小田原城と旧城下町及び宿場町の一帯には、小田原城跡のみならず、歴史的建造物が残っています。旧城下町に鎮座する松原神社・居神神社・大稲荷神社の例大祭で氏子が神社神輿や町内神輿を勇壮に担ぐ姿は、歴史的な街なみとあいまって、小田原城の城下町として栄えた往時の賑わいを感じさせます。

神輿を担ぐ様子

２　旧宿場町と旧千度小路周辺、早川の水産業にみる歴史的風致

○小田原では、相模湾の海底地形に適した網漁業が江戸時代から盛んで、旧千度小路周辺には魚市場が設けられるなど、漁業の中心地となっていました。現在の漁業の中心地である早川地区の小田原漁港周辺や宿場町の名残を感じさせる出桁造（だしげたづくり）の建造物が残る旧千度小路周辺では、蒲鉾や干物等の水産加工業が行われ、市民や来訪者が行き交う姿とあいまって賑わいが感じられます。

水産加工品の製造・販売が行われる旧千度小路の様子

3　板橋と南町の別邸文化に由来する営みにみる歴史的風致

○板橋と南町を中心とした地域は、中世以来、地域に根付いてきた寺院群や小田原用水、近代別邸群など、それぞれの時代の歴史と生活文化が重層的に折り重なった地域です。この地域では、明治期以降、政財界人などが建設した別邸を舞台に、茶の湯をはじめとした別邸文化とも呼ぶべき様々な文化的活動が行われ、その営みは、現在も形を変えて受け継がれています。

松永記念館での茶会の様子

4　早川周辺の木工業にみる歴史的風致

○早川周辺で誕生したと伝えられる木地挽業（きじひき）は、その後小田原・箱根地方を代表する木工業として発展し、現在まで継承されています。早川周辺には、木工所が集積しており、木地挽業者の業祖と言われる惟喬親王（これたかしんのう）をお祀りする紀伊神社から頒布された神木の枝が玄関先に飾られているなど、木工業に関わる信仰が息づいています。

ろくろを用いた挽物加工の様子

5　曽我の梅栽培にみる歴史的風致

○小田原の特産品である梅の栽培の中心地である曽我では、早春の観梅、初夏に行われる梅の収穫、梅雨明け後の梅の天日干しなど、季節ごとの移ろいを見ることができます。石垣や生け垣で囲まれた栽培農家の住宅、宗我神社等の神社仏閣とあいまった、昔ながらの農村の風情が残る曽我で梅栽培が続けられています。

梅の土用干しの様子

6　箱根外輪山東麓（とうろく）の柑橘栽培にみる歴史的風致

○本市では、古くから斜面地を生かして、柑橘類の栽培が行われてきました。特に柑橘栽培が盛んな片浦地域では、急斜面が相模湾に面する地形を生かした石積みの段々畑と、収穫した果実を貯蔵する特色ある外観を有したみかん小屋が独特な景観を形成しています。

柑橘栽培の様子

7　栢山と報徳仕法（ほうとくしほう）の継承にみる歴史的風致

○二宮尊徳が生まれ育った栢山では、報徳仕法の教えを受け継ぐ地域の人々により、尊徳を顕彰し、報徳仕法の教えを発信する行事が行われています。二宮尊徳先生を偲（しの）ぶ集いや尊徳祭の参加者が、これらの行事において学んだ報徳仕法に想いをはせつつ、旧栢山村の中心であった趣のある水路が平行する旧道沿いや酒匂川沿い、田園内にある尊徳の業績を伝える石碑群など、尊徳の思想と業績の原点をめぐる姿が見られます。

尊徳の昔を追体験する様子

歴史的風致の維持及び向上に関する方針

歴史的風致の核となる建造物の保存活用に関する課題

○歴史的建造物は、所有者の高齢化や後継者不足、維持管理費の負担等が要因で維持が困難となり、滅失が進んでいます。

歴史的風致の核となる建造物の保存活用に関する方針

○歴史的風致形成建造物は、計画満了後や保存活用の仕組みの構築を見据え、文化財の指定・登録や景観重要建造物等の他制度との重複を図ることで、その価値を高め、持続的な保存活用を目指します。

歴史的風致の残る街なみの環境整備に関する課題

○歴史的な景観が残されている地区には、その街なみを保全するための対策が講じられていない地区もあります。
○歴史的資源の周辺環境が整っていないことで、歴史的な風情や佇まいが十分に引き立っていません。

歴史的風致の残る街なみの環境整備に関する方針

○景観計画重点区域や地区計画制度と環境整備事業を組み合わせ、実効性のある街なみ形成を図っていきます。
○案内マップの作成や本市の歴史的な景観に配慮した案内板・説明板の更新など、市民や観光客に分かりやすい周辺環境の整備を進めるとともに、回遊性の向上に努めます。

歴史・伝統を反映した人々の活動に関する課題

○民俗芸能、蒲鉾や干物などの水産業、小田原漆器などの木工業、梅や柑橘栽培などの農業は、技術を受け継ぐ担い手が全体的に不足しており、後継者の確保や技術の継承などが課題となっています。

歴史・伝統を反映した人々の活動に関する方針

○民俗芸能や伝統産業などの普及啓発に努めます。
○民俗芸能や伝統行事の実態把握に努め、保存活用を進めるうえでの基礎資料とするとともに、継承に向け、必要な支援を図ります。
○伝統産業は後継者育成や技術の継承、販路開拓等に長い時間を要することから、産業振興と連携し、持続的に取り組みます。

実施体制

○現計画での実施体制を軸に、右図に示す体制で第２期計画を継続的に推進していきます。

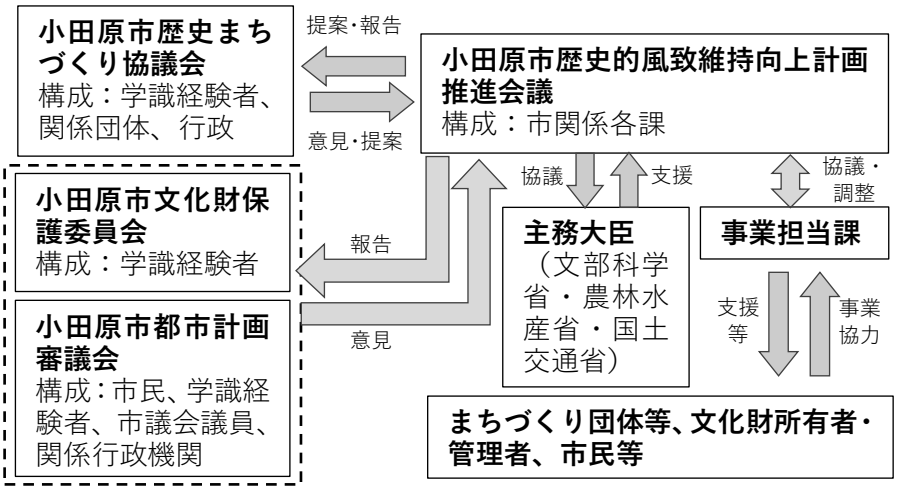

重点区域の位置及び区域

重点区域の概要

名称：小田原旧城下町・板橋区域

区域：約 425ha

○重点区域は、国指定の史跡である「小田原城跡」と、小田原城を特徴づける中世最大級の城郭遺構総構に囲まれ、一体となった土地利用が想定される旧城下町等の範囲 、並びに旧城下町に鎮座する松原神社・居神神社・大稲荷神社の氏子の範囲を基本とします。

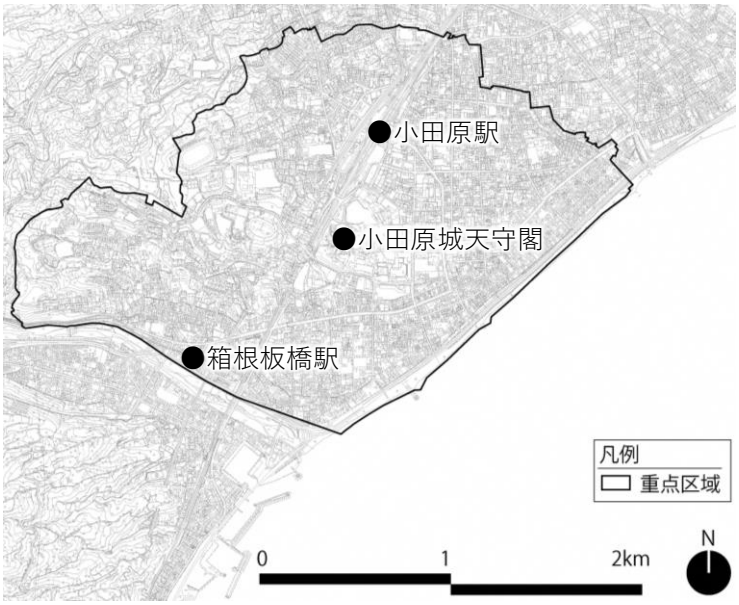

良好な景観の形成に関する施策との連携

■都市計画

○第２期計画における重点区域内は、高度地区を指定するなど、既に、景観形成に配慮した誘導を行っています。また、公開空地や緑地を設けることなどにより、高度地区の適用を緩和する規定がありますが、小田原駅周辺地区については、小田原城天守閣の標高（68.3m）を緩和の最高限度とするなど、本市のシンボルに配慮した景観形成を図っています。

■景観計画

○第２期計画における重点区域内は、景観計画において、小田原駅周辺地区、小田原城周辺地区、国道１号本町・南町地区の３つの拠点型の景観計画重点区域と重点区域内の重要な路線として指定路線が定められ、地区特性に応じたきめ細やかな方針や景観形成基準等による景観誘導が図られています。

■屋外広告物

○第２期計画の重点区域内は、用途地域等に応じた５つの区域区分に基づき、位置や大きさ、色彩に関する基準を設けて、良好な景観形成に努めています。また、景観計画重点区域においては、景観計画における屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する方針等に基づき、地域の実態に応じた位置や大きさ、色彩に関する基準を設け、きめ細やかな誘導が図られています。

■史跡小田原城跡保存活用計画

○史跡小田原城跡保存活用計画は、「史跡小田原城跡」の将来に向けた保存活用を図るため、平成 30 年度（2018 年度）から令和２年度（2020 年度）の３ヵ年で策定しています。史跡指定地に加え、かつての小田原城跡であった未指定地も対象に、小田原城跡の保存・管理、活用、整備等の方針を示す予定です。

歴史的風致維持向上施設の整備又は管理

事業の概要

○歴史的風致維持向上施設の整備及び管理等は、次の３つのカテゴリーに基づく事業を推進していきます。

❶歴史的風致の拠点となる建造物の保存活用に関する事業

旧松本剛吉別邸整備保全活用事業

小田原の別邸文化を伝える施設として保存し、観光交流拠点として魅力向上のための整備を進めるとともに、現存する茶室等を活用し、別邸文化に触れることのできる環境を整えます。

旧松本剛吉別邸
茶室「雨香亭」

小田原宿なりわい交流館整備活用事業

官民連携による誘客及び回遊拠点としての機能と魅力を高めるため、耐震補強を含めた再整備を行います。

小田原宿なりわい交流館
（旧角吉）

など

❷歴史的風致の残る街なみの環境整備に関する事業

景観計画重点区域等における景観形成修景費補助事業

景観計画における３つの拠点型重点区域又は当該区域への移行に取り組む区域において、景観形成の方針に基づく景観修景に対する助成等を行うことで、潤いとやすらぎのある景観や歴史的資源を活用した落ち着きと風格がある景観の形成を促進させます。

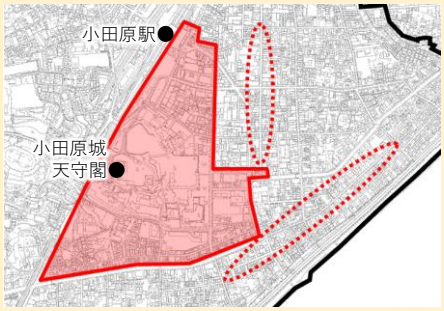

拠点型重点区域及び当該重点区域への
移行に取り組む区域

など

❸歴史・伝統を反映した人々の活動に関する事業

伝統行事･民俗芸能等保存継承事業

伝統的な行事の認知度を高める情報発信や山車等の現況調査などを進めるとともに、後継者育成のための発表会など普及啓発や保存の取組を支援します。

後継者育成発表会
の様子

職人育成等推進事業

NPO 団体や所有者等と連携し、歴史的建造物の保全や街なみ環境の形成を図るとともに、伝統工法に通じた職人の育成を促進します。

腰壁の木質化修復実習
の様子

など

歴史的風致形成建造物の指定の方針

歴史的風致形成建造物とは

○重点区域における歴史的風致の維持向上を図るうえで必要かつ重要な建造物として、本市が所有者などの同意を得て指定する建造物のことを指します。
○次の指定基準を満たし、かつ、指定対象に該当するものを歴史的風致形成建造物に指定します。

■指定基準
○第２期計画の重点区域内に立地する築 50 年以上の建造物であり、次のいずれかに該当するもの
①歴史的風致を形成する活動の拠点となるもの
②歴史的風致を形成する市街地環境の維持向上に寄与すると認められるもの
③その他歴史的風致の維持向上に寄与すると認められるもの

■指定対象
○次のいずれかに該当するもの
①神奈川県文化財保護条例に基づく神奈川県指定重要文化財
②小田原市文化財保護条例に基づく小田原市指定重要文化財
③文化財保護法に基づく国の登録有形文化財
④景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要公共施設
⑤小田原ゆかりの優れた建造物保存要綱に基づく小田原ゆかりの優れた建造物
⑥その他本市の歴史的風致を形成するものとして特に市長が必要と認める建造物

■歴史的風致形成建造物（指定候補）の一例

小田原城天守閣

小田原宿なりわい交流館（旧角吉）

清閑亭

旧松本剛吉別邸 茶室「雨香亭」

小田原文学館（本館）

小田原文学館（別館）

など

■問合せ先　小田原市 都市部 まちづくり交通課　まちづくり係
電話：０４６５－３３－１７５４　FAX：０４６５－３３－１５７９
電子メール：rekimachi@city.odawara.kanagawa.jp